

災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都交通局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、都営地下鉄の土木・建築施設における被害箇所の応急措置及び復旧（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施場所）

第2条 乙に所属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）の業務等実施場所は、甲乙協議により別途定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する都内及びその周辺で災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の請求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対して、日時及び場所を指定して、文書又は電話FAXにより建設資機材等の出動を要請するものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、緊急に応じて、会員に対し出動を直接要請することができるものとする。

(業務等の指示)

第5条 業務等の指示は、建設工務部長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。



(業務等の実施)

第6条 乙は、4条に基づく甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、当該場所へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務等の完了)

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに建設工務部長に報告するものとする

(実費用の請求及び支払)

第8条 会員は、前条により建設工務部長に報告後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。



(損害の負担)

第9条 業務等の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、業務等においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは 疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年都条例第38号)に定めるところに準じ、その損害を補償する。

(協議)

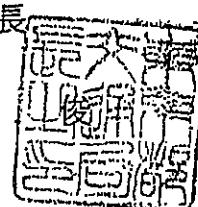
第11条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成11年12月24日

甲 東京都交通局長

横溝清



乙 社団法人 東京建設業協会

会長 前田靖

